

24消第634号  
平成24年9月20日

- 愛媛県高圧ガス保安協会長
  - 愛媛県高圧ガス地域防災協議会長
  - 愛媛県冷凍設備保安協会長
  - 社団法人愛媛県エルピーガス協会長
  - 一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会長
- 様

愛媛県県民環境部長



平成24年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

高圧ガスの保安の確保につきまして、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記週間につきましては、別添のとおり経済産業省から本年度の実施要領の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、本週間の趣旨を御理解いただき、貴協会（協議会、工業会）の会員に対し、実施事項について周知及び指導をよろしくお願ひします。

また、別添週間用ポスターにつきましても、週間中（10月23日～10月29日）掲示していただきますよう併せてお願ひします。

なお、実施された項目の内容につきましては、別添の行事实施状況報告書により、11月30日（金）までに御報告いただきますようお願いいたします。

担当

愛媛県県民環境部防災局

消防防災安全課 保安係 二神

TEL : 089-912-2320



# 経済産業省

20120828 原院第1号  
平成24年9月11日

愛媛県知事 殿

経済産業省原子力安全・保安院長



## 平成24年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

上記の件について、別添の実施要領に基づき実施しますので、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）、高圧ガス保安協会及び各関係団体と協力の上、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進に努めてください。

また、各関係団体及び事業所に対して、本週間の実施事項について周知徹底、指導方をお願いします。

なお、実施した行事の内容等については、別紙様式に記入の上、本年12月7日（金）までに保安課に報告して下さるようお願いします。



# 経済産業省

20120828 原院第 1 号

平成 24 年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領を次のように定める。

平成 24 年 9 月 11 日

経済産業省原子力安全・保安院長



## 平成 24 年度高圧ガス保安活動促進週間実施要領

### 1 現 状

#### (1) 高圧ガス保安法関係

平成 23 年における高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）関係の事故（喪失・盗難を除く。以下同じ。）件数は 439 件（前年 381 件）と過去最多件数を記録した。また、事故に伴う人的被害（死傷者）については 62 名（同 80 名）と、最近 5 年間では最も少ない死傷者数であったものの、依然として高い水準にある。このうち、A 級の事故が 2 件（前年 0 件）、B 級の事故が 34 件（同 36 件）発生し、特に、コスモ石油株式会社千葉製油所における液化石油ガス（以下「LP ガス」という。）貯槽の爆発・火災、東ソー株式会社南陽事業所における塩ビモノマー製造装置の爆発・火災といった重大事故も発生している。

事故の発生場所別の内訳を見ると、製造事業所における事故が 352 件（前年 262 件）、移動中の事故が 23 件（同 33 件）、消費先における事故が 59 件（同 81 件）、その他事故が 5 件（同 5 件）となっており、前年に比べ大方増加した。また、近年製造事業所における事故件数の増加が顕著である。

製造事業所における事故（352 件）の業種別内訳を見ると、近年事故件数が増加している冷凍事業所（170 件）及びその他事業所（機械・研究所等をいう。118 件）が全体の約 8 割を占めている。

移動中の事故別の内訳を見ると、交通事故によるものが 5 件、容器管理不良によるものが 4 件であり、これらで全体の約 4 割を占めている。

消費先の事故別の内訳を見ると、LP ガス又はアセチレンガスによる災害が全体の約 7 割を占めている。

発生原因の事故件数を見ると、事故総数439件中、その約6割(187件)が設備の設計、製作不良、維持管理不良等の設備上(ハード)の要因によるものである。一方、死傷者数を見ると、設備の維持管理不良(11名)、組織体制の不良(12名)、ヒューマンファクター(17名)の要因によるものが計40名と、約6割を占めている。また、近年増加傾向にある容器の喪失・盗難については、平成23年は過去最高の560件(前年557件)を記録した。

## (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

平成23年における液化石油ガス事故(以下「LPガス事故」という。)件数は225件と前年に比べ21件増加、死亡者は1名で4名減少、負傷者は88名で5名増加し、依然として事故件数は高い水準であり被害状況も大きな改善には至っていない。

このうちB級の事故は3件(前年6件)発生しており、全て一酸化炭素中毒である。

平成23年事故件数225件の現象別内訳では、漏えいが114件、漏えい爆発・火災が100件、一酸化炭素中毒事故等が11件発生している。

特に一酸化炭素中毒事故については、平成23年では、1月に長崎県(被害者数10名)、8月に福岡県(被害者数6名)において多数の被害者を出す事故が発生しており、平成22年と比較すると事故件数は8件から10件に増加、死亡者は3名から1名に減少、負傷者は16名から32名に増加した。

一酸化炭素中毒事故の原因を見ると、住宅(一般住宅、共同住宅、寮・寄宿舎等(居住部分))においては3件発生しており、燃焼器の排気口を閉塞したことによる排気不良によるもの、排気筒からの排気漏れによるもの、換気扇が故障し、かつ燃焼器の給気口を閉塞していたことによるものがそれぞれ1件となっている。また、業務用施設等においては7件発生しており、換気不良によるもの、燃焼器の不完全燃焼と換気不備の複合原因によるものがそれぞれ2件、排気筒の不備による排気漏れによるもの、燃焼器の空気量の調整不良と換気不備によるもの、温水ボイラの給気の調整不良によるものがそれぞれ1件となっている。また、業務用施設等で発生したものの7件のうち5件については、いずれも業務用換気警報器等は設置されていなかった。

平成23年の事故について、原因者別の発生状況をみると、一般消費者等に起因するものが66件、雪害等自然災害に起因するものが53件、LPガス販売事業者に起因するものが40件、他の事業者に起因するものが17件、一般消費者等及び販売事業者の両者に起因するものが10件、その他が12件、不明が27件となっている。これをそれぞれの最近3年間で比較すると一般消費者等に起因する事故は増加する一方で、販売事業者に起因する事故は低減しており、また、毎年の子数の動向からも同様の傾向のように見受けられる。

## 2 目 標

このような事故の発生状況にかんがみれば、高圧ガスに係る保安の確保については、なお一層の努力が必要であり、本年度においては、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

### (1) 高圧ガス保安法関係

- ① 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ② 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ③ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ④ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑤ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑥ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑦ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

### (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 一般消費者等に対して、液化石油ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容、消費機器の維持管理方法、一酸化炭素中毒事故防止対策及びガスが万が一漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ② 業務用厨房等の事故防止対策として、燃焼器具の適切な操作方法に重点をおいた周知の徹底
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全・安心に使用するための保安啓発の実施
- ④ 液化石油ガス販売事業者等に対して、法令遵守、事故防止対策等の再周知の徹底

## 3 期 間

平成24年10月23日（火）から平成24年10月29日（月）まで

## 4 実施事項

2に掲げる目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

### (1) 高圧ガス保安法関係

- ① コンビナート地域において、石油コンビナート等特別防災区域協議会等が中心となり、過去の事故事例等を踏まえ、地震等（平成23年3月に発

生した東北地方太平洋沖地震を含む。)の大規模災害を含む災害想定等を行い、共同防災訓練を企画し、実施する。また、各コンビナート地域以外の事業所においても、大規模災害を含む災害想定等を行い、防災訓練を実施する。

- ② 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行うとともに、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ③ 各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
- ④ 各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部(産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。)と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ⑤ 各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。
- ⑥ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑦ 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ⑧ 経済産業省(各産業保安監督部を含む。)及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

## (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 経済産業省(各産業保安監督部を含む。)、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、新聞広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ② 経済産業省(各産業保安監督部を含む。)、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務

用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配付等、広報、啓発活動等を実施する。

- ③ 経済産業省（各産業保安監督部を含む。）及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

（3）表彰関係

高圧ガスの保安に功労があった者、優良製造所等及び一般消費者等の保安を確保するために自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者等に対して表彰を実施する。